

申請の要件	5 液化石油ガス販売事業者の認定
申請に関する説明	液化石油ガス販売事業者は、保安確保機器の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした市長の認定を受けることができます。
根拠法令及び条項	法第35条の6第1項
関係条項	法第35条の6第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第45条及び第46条</li> <li>液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第121号）</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号）</li> </ul>
標準処理期間	14日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額